トシテ寄附金名義ノ下ニ金一封（内容ハ五十円）ヲ給スル旨ヲ申出デ労働者側異ヲ容レテ三十日授受ヲ了シ金ヲ解決シタリ

右及申（通）報候也

労秘第二二八六号
昭和四年十月七日
警視總監 丸山鶴吉

九二八—一〇.三

争	4.10.8
	4/11

内務大臣 安達謙蔵殿
社會局長官殿
参考 社 株 長官殿（北海道庁初大阪府警察部長宛）

日本エスリン株式会社ノ労働争議ニ関スル件

（発生……解決）

要旨……会社八本年六月ボ八日職工八名ヲ解雇シタルカ内三名ハ組合ニ加盟シ居リ組合ノ問題ニシテ復職又ハ退職手当増額ノ要ボヲ為シタルカ急遽其ヲ容レトナス金一封ヲ授受十月三日解決セリ

題労働年議ノ状況左記ノ通リ